

入札者等注意書

※電子入札にて実施

契約責任者 株式会社かんぽ生命保険代表執行役副社長 立花 淳

入札及びオープンカウンター方式は、株式会社かんぽ生命保険代表執行役副社長から別に公告又は通知した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

1 入札方法

入札者は次の方法により入札を行わなければならない。

- (1) 入札者に求められる提出書類を提出し、入札参加条件を満たした者は、電子入札システムログイン後の「入札前案件」ページもしくは「公募案件」ページにて「参加申請」を行う。

なお、参加申請は入札日の2営業日前までに実施すること。

- (2) 参加申請完了後、入札の日時までに入札金額（税抜）を入力する。

ア 落札決定に当たっては、電子入札システムに入力した金額に当該金額の消費税課税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

イ 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

- (3) 入札者は、その入力した入札金額の変更又は取り消しをすることはできない。
- (4) 電子入札システムの操作の不慣れ等（回線障害を含む）により、入札不能となった場合でも、原則、入札のやり直しは行わないので、注意すること。
- (5) 郵便（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）による場合は、項番7に記載のある方法により、入札書を作成すること。当該入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「〇月〇日開札「入札品名」の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札公告に示した日時までに、入札公告に示した場所あて郵送（必着）しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

また、オープンカウンター方式の郵便による入札は、事前に認められたものに限る。

- (6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札日時までに委任状（電子入札システムのIDを

含む。)を提出しなければならない。

なお、代理人による入札を行う場合の電子入札システムのＩＤは、委任者及び受任者が所有するＩＤとは別に、委任者が代理人による入札用のＩＤを請求・取得し、受任者に使用させるものとする。

その際、委任者・受任者双方の名称および代理である旨が分かるよう、ＩＤに登録すること。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

ウ 代理人は、入札者からの委任状に記載された電子入札システムＩＤを使用して入札を行うこと。

※ ただし、ここでいう代理人とは、項番 7 で作成する入札書に記載する競争参加者の代表者が代表者以外のもの(例えば、○支店長・○部長等)のことを指す。すなわち、電子入札システムに入力するものが代表者以外のものであっても委任状は要さない。

(7) 入札参加の義務

ア 入札及びオープンカウンターへの参加を希望し、書類を提出した場合は必ず入札等に参加しなければならない。ただし、事情止むを得なく入札等に参加できない場合は、事前に書面をもって契約担当へ提出しなければならない。

イ 入札等への参加を希望し事前に下見積書を提出した場合、電子入札システムに入力する入札金額は、下見積書の金額を超えてはいけない。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者からの入札
- (2) 入札金額が不明確な入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 郵便による入札の場合で定められた日までに入札書が到着しない入札
- (5) 委任状のない代理人による入札
- (6) 二人以上の入札者の代理をした者による入札
- (7) 同一の者により入力された二以上の入札
- (8) 入札書が郵便で差し出された場合において上記 1 (5)に定める記載のない入札書による入札
- (9) オープンカウンター方式において、オープンカウンター方式実施一覧表に示した開札日の締切時刻までに、電子入札システムに入札金額が入力されない入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

3 秩序の維持

(1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない

い。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

- (2) 入札執行中、公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとする行為に該当すると認められる者を、入札に参加させないことがある。

なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

4 開札

- (1) 開札は電子入札システムにて行う。

- (2) 入札者は、入札締切日時後においては、入札に参加することはできない。

- (3) ア 最低価格落札方式の場合

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度電子入札システムにて入札（オープンカウンター方式を除く。）を行う。その場合は、入札者に対し個別に連絡を行う。

なお、再度入札（オープンカウンター方式については、初度入札）を行っても落札者がいない場合には、最低価格を示した参加者から順に価格交渉を行い、予定価格の範囲内の価格を提示した者と契約を締結することとする。

イ 総合評価落札方式の場合

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに電子入札システムにて再度の入札を行う。その場合は、入札者に対し個別に連絡を行う。

なお、各人の入札が予定価格の制限に達するか、又は入札者がいなくなる（辞退する）まで再度の入札を行う。

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

なお、最低価格入札者が当社と利益相反に関係にある会社に該当するとき、別途当社内において機関決定を経た上で、落札者を決定することとする。

- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、入札執行者が指示する所定の公平な方法により落札者を決定するものとする。

- (3) 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札参加者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額をメールで通知する。ただし、(1)のただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

6 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- (1) 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行わないとき。
- (2) 項番 7 に定める入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合に入札書の補正をしないとき。
- (3) 項番 7 に定める入札書の記載事項に不備があるにも関わらず、修正の求めに応じないとき。
- (4) 入札に関して虚偽又は不誠実な行為があったとき。

7 入札書及び内訳書の作成

落札者は、以下を参考に入札書を作成し、原本を提出すること。また、入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合は、すぐに入札書を修正し、再提出すること。

ア 入札書は株式会社かんぽ生命保険所定の様式（別紙）によること。

イ 記載項目は次のとおり。

(ア) 入札金額

電子入札システムで入力した金額とする。

(イ) 品名

調達する物品等の品名（件名）として示したものとする

(ウ) 年月日

入札・開札の年月日とする。ただし、郵便による入札の場合の日付は、入札書を作成した年月日とする。

(エ) 入札者の氏名及び押印等

①入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記入し押印を要する。

②外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

8 契約書（又は請書）の作成

- (1) 契約締結日は、落札決定日とする。
- (2) 競争入札を執行した結果、落札者となった入札者は契約書（又は請書）を作成にあたり、契約担当より交付された契約書等に記名押印等をし、契約担当より契約書等フォーマットを送付した日から 20 日以内にこれを契約担当に提出しなければならない。ただし、契約担当の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (3) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- (4) 契約書（又は請書）において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書（又は請書）の作成

- ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 請書は1通作成し、株式会社かんぽ生命保険で保管する。
 - ウ 契約書（又は請書）の作成に要する費用のうち落札者側に発生する費用はすべて落札者の負担とする。
 - エ 当社が別に定める要件を満たす場合、電子契約書又は電子請書とすることも可能とする。その場合、契約書等の作成及び取り交わしの手順については、別途指示する。
- (6) その他
- 公益通報者保護法に係る通報窓口等に関する周知文は落札後交付する。

9 競争に参加することができない者の手続き

- (1) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができないものとする。
- ア 開札日時までに、競争参加資格申請の処理が完了していない者。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - ウ 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
 - (エ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
 - (カ) その他、当社に損害を与えた者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、支配人、代理人、その他の使用人として使用した者
 - エ 下記各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、1年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - (ア) 公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により公訴を提起された者
 - (イ) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。
 - カ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運

動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者をいう。

- (7) 日本郵政グループが提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
- (4) 日本郵政グループが提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
- (5) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
- (2) 株式会社かんぽ生命保険競争参加資格申請書（以下、「申請書」という。）の入手方法等
総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、申請書を入手し、速やかに登録手続を行わなければならない。

【申請書の入手先】

株式会社かんぽ生命保険総務部契約担当 電話 03-3477-2581

【申請書の照会・提出先】

株式会社かんぽ生命保険総務部契約担当 電話 03-3477-2581

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
 - ア 支払方法及び支払場所等
郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座
 - イ 支払時期等
契約の履行を完了し、検査に合格したときは、支払請求書を受理した日から 30 日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）以内に支払う。（※支払方法に従い適宜修正のこと。）
なお、支払代金に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (4) 契約書を取り交わさない（又は請書を提出しない）場合においても、落札者は契約条項を承諾の上、確実に履行する。
- (5) 入札者は、入札後においては、入札者注意書等に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書又は契約条項及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (6) 落札者の入札に関して虚偽又は不誠実な行為があった場合は、契約を解除することができるものとする。
- (7) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。
- (8) 本件入札者注意書に反する行為又は、入札者注意書に記載されている禁止行為を行ったものは、別途、それ以降の入札参加の停止を受けることがある。
- (9) 当社本社内以外の納入場所へ物品を納入する場合は、以下の事項を遵守すること。

- ア 物品到着予定日の 7 日前までに、仕様書に定める各納入場所へ物品納入予告書（納入予定日を納入場所へ通知する書類）を送付すること
- イ 実際に物品等を納入するときは、納入する物品等と併せて、
 - (7) 納品書（履行確認証明書）：株式会社かんぽ生命保険にて納入（履行確認）を証明する書類
 - (イ) 返送用封筒：納品書（履行確認証明書）を落札者へ返送するための封筒（封筒の宛名には、落札者の住所、社名、担当者名を記入し、切手を貼付すること）を同梱等すること
- (10) 入札者が提出した入札書等にかかる関係書類一式（事前提出書類を含む）については、当社の了解なく公表、使用しないこと。
- (11) 入札者が提出した入札書等にかかる関係書類一式（事前提出書類を含む）については、他の者に知られることのないように取り扱うが、当社関連規定等に基づき公開することがある。